

## 公立大学法人奈良県立医科大学広告掲載基準

公立大学法人奈良県立医科大学広告掲載要綱第2条に規定する広告の範囲とは、次のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 法令等に違反するおそれのあるもの
- (2) 政治性又は宗教性のあるもの
- (3) 意見、社会問題等についての主義主張
- (4) 個人の氏名広告
- (5) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (6) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (7) 社会的批判を招くおそれのあるもの
- (8) あたかも法人が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (9) 健康的又は教育的な配慮が必要なもの
- (10) 青少年の健全育成という観点から、有害であると判断されるもの
- (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる営業に該当する者によるもの
- (12) 商品の性質上、消費による事故又は消費者とのトラブルが発生する可能性が高いと判断されるもの
- (13) 不当な差別等人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (14) 他社の製品との比較広告
- (15) その他法人の作成する印刷物等に掲載する広告として適当でないと法人が判断するもの

### 附 則

この基準は、平成19年12月26日より施行する。